

森林環境譲与税の有効 活用について

令和5年11月1日(水)
富士川町森林環境譲与税活用検討委員会

峡南林務環境事務所 林業普及指導員 雨宮 龍太

1. 森林環境譲与税について

(1) 森林環境譲与税とは何か

① その目的

☆パリ協定(2015年)の遵守

2020年以降の気候変動対策の取組に対する各国ごとに定めた温室効果ガス排出削減目標の達成(森林吸収源対策)

☆国土の保全

⇒その森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設

② 森林環境譲与税の仕組み

(国:森林環境税)国民一人当たり1,000円/年課税

⇒交付⇒ (地方自治体)森林環境譲与税

(2) 森林環境譲与税の使途について

① その考え方

☆ 温室効果ガス排出削減目標への貢献

☆ 全ての納税者に分かりやすい使い方(都市部を含む)

② 使途の対象(別紙 林野庁事務連絡参照)

- ・ 森林経営管理制度による町による森林整備
- ・ その他の森林整備(インフラ周辺整備補助 松食い虫・ナラ枯れ防除 再造林補助)
- ・ 路網開設(新規開設 林道修理等)
- ・ 木材公共施設建設や内装木質化
- ・ 高性能林業機械購入補助
- ・ 林業事業体への雇用対策
- ・ 森林環境教育

※国庫及び県補助事業への充当可

⇒ 自由度が高い

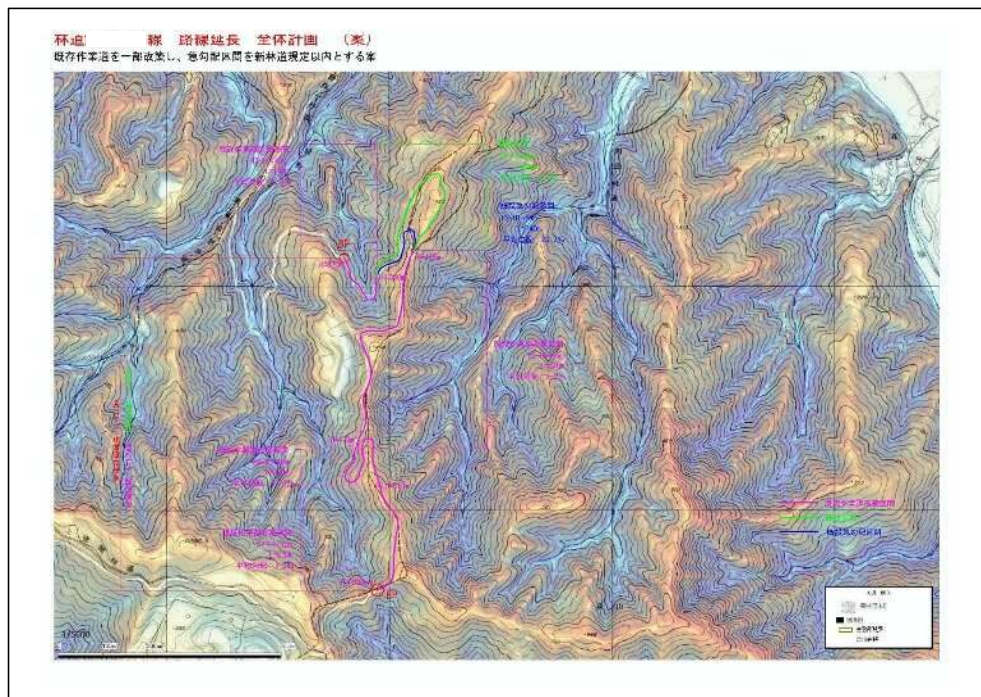
2. 具体的な森林環境譲与税事業の事例について

①森林環境譲与税活用(森林経営管理制度による森林整備)



間伐（町による集積計画作成及び森林経営管理）

②森林環境譲与税活用(路網整備)



林道開設の検討



踏査 (林務と町共同踏査)

③森林環境譲与税活用(木造公共施設建設 & 木質内装化)



木造公共施設建設

④森林環境譲与税活用(バイオマス資材運搬)



運搬されたバイオマス資材



燃料チップ

⑤森林環境譲与税活用(荒廃侵入竹林整備)



竹林伐採
8

⑥森林環境譲与税活用(その他)

- ・林地台帳更新作業委託
- ・高性能林業機械購入補助
- ・森林環境教育
- ・木製おもちゃの配布・・・・・・・・・・・・・・・・etc

☆大都市からの森林環境譲与税導入

- ・森林の少ない首都圏自治体から、森林整備等のための予算を導入

【最重要ポイント】

温暖化対策として納税者が分かりやすい実績

⇒森林整備＞路網整備＞木造施設＞etc.

3. 森林環境譲与税の活用のポイント

(1) 全ての納税者が納得できる分かりやすい実績

①最も分かりやすい地球温暖化対策としての**森林整備の面積**

⇒新規税創設の経緯 ☆パリ協定 ☆国土の保全

②路網開設による**森林整備面積の増加**

③その他の事業は**直感**で地球温暖化対策の効果が分かりづらい

⇒木材使用量からのCO2吸収量 雇用増による森林整備増加

森林環境教育による将来の森林整備の増加

(2) 行政が森林環境譲与税活用で心がけること

①**森林整備面積**の増加(森林経営管理制度への取組)

②自由な発想で地域の特性に応じた事業展開(内装木質化 雇用対策 森林環境教育)

③**林政担当以外の職員**の参加

③ホームページ等の利用を通じた**広く国民への実績アピール**

まとめ

- ☆令和6年度より森林環境譲与税の本格課税が始まります。
- ☆国民がその活用状況に注視するなか、行政担当者は、その活用方法をよく理解し、適切な事業運営が求められます。
- ☆特に都市部から、地方の活用状況は注目されるため、分かりやすい活用を常に認識する必要があります。
- ☆については、町行政担当者、林業関係者、教育関係者、町民が広く議論を実施し森林環境譲与税を活用していくことが重要です。

事務連絡
令和4年6月3日

各都道府県 林務担当部長 殿

林野庁森林整備部 森林利用課長

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について(送付)

平素より、森林環境譲与税の活用に当たりまして、管下市町村への助言・指導に御尽力頂いていることに、厚く御礼申し上げます。

さて、市町村における森林環境譲与税の活用状況につきましては、新聞報道等で御案内の通り、令和元年度及び令和2年度の譲与額に対する執行額の割合が、約5割に留まっています。

このような状況を受け、森林環境譲与税の活用促進等に向け、森林環境譲与税の使途について、できる限り具体的に整理すべき、との声も踏まえて、林野庁及び総務省において、別紙のとおり、森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例を作成しました。つきましては、各都道府県におかれては市町村支援に御活用いただくとともに、管下市町村へ共有いただきますようお願いいたします。

担当
林野庁森林利用課森林集積推進室 近藤、中口、井上
TEL :03-6744-2126(直通)

令和 4 年 6 月
林野庁・総務省

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条の使途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業を実施可能となっています。

一方で、各市町村等から、どのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという声を多くいただくことから、全国の市町村等における取組事例も参考に、実施可能な取組の例のリストを作成しました。

これらはあくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではありませんので、各市町村等におかれては、以下のリストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討をお願いします。なお、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力のもと創設されたものであります。このため、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いします。

1. 森林整備	【人工林の整備等】 ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施 ・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助(上乗せ含む) ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成 ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式チップパー等機械の購入・貸付 ・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化 等 【路網の整備】 ・林道や作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施 ・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借りに係る経費の補助 ・林道等を管理者(森林組合)が改修する際に、資材費等を補助 ・災害により被災した作業道等の復旧への補助 等 【鳥獣被害、森林病虫害対策】 ・植林箇所における防獣ネットの設置等 ・所有者による植栽の後に獣害等に遭った森林における植栽への支援 ・松くい虫被害木の早期発見のための監視員による松林の監視、松くい虫被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽 等 【災害対策】 ・道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助 ・台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助 等
---------	--

	【計画策定・森林情報整備等】 ・今後の森林整備等を計画的に進めていくための計画・方針等の策定や協議会の設置・運営 ・航空レーザ計測による森林資源の調査・解析 ・森林情報や林道情報の管理システムの開発・導入 等 【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】 ・都市部自治体が、友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備費用を負担 等
2. 人材育成	【林業事業体、林業従事者への支援】 ・新規就業者等の人材育成研修や技術指導に係る経費、資格取得に係る経費の補助 ・ヘルメットや防護ズボンなどの安全装備、作業用品の導入経費の補助 ・高性能林業機械の借り上げ又は購入経費の補助 ・夏場の早期作業の推進を目的とした、時間外賃金に係る割増分相当額の助成 ・林業事業体が合同企業説明会等へ参加する費用への補助 等 【研修生への支援】 ・都道府県の林業大学校等の研修生への交通費補助 ・林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援 等 【研修の実施】 ・林業就業者に対して、伐倒、造材、搬出、作業道開設等の技術研修会を実施 ・林業技術者を養成する林業アカデミーの運営 ・担い手研修を実施する施設の整備 ・森林ボランティアや地域住民に対して、伐倒、刈払い等の作業の研修会を実施 ・大学生が林業事業体へインターンシップを行う経費への支援 等 【担い手確保のための情報発信】 ・就業ガイダンスの開催、パンフレット作成 等 【市町村体制の確保】 ・森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置 ・町と地域内の関係団体等が連携してセンターを開設し、森林経営管理制度の意向調査の準備や所有者からの相談対応などを実施 等
3. 木材利用	【施設の木造・木質化】 ・公共施設（役場、小中学校、保育園、公民館等）の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備 ・公共施設への木製什器（机、いす、ロッカー等）の設置 ・多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助 等 【木製品の制作・利用】 ・地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を、新生児等へ記念品として贈呈、木育施設に設置 ・地域産の木材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供 等

	【木材利用のための体制整備】 ・民間施設の木質化等を促進するための、木材供給自治体と建設主とのマッチングや、アドバイザー人材の育成 ・木育インストラクター養成講座の開催 ・間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助 等
4. 普及啓発	【都市側】 ・森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催 ・都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー、都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催 ・木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体と共同出展 ・市民向けの木育イベント、地域産木材を利用した DIY ワークショップの開催 等 【山村側】 ・森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備 ・森林セラピー基地の整備（案内標識の設置等） ・都市・山村の子供たちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施 等

【森林環境譲与税に関する国の相談窓口】 ○取組の実施に関すること 林野庁森林利用課森林集積推進室 近藤、中口、井上（TEL:03-6744-2126） ○税制度に関すること 総務省市町村税課 後藤、上野、佐藤（TEL:03-5253-5669）
--